資料３

例規制定概要書

１　対象例規と制定改廃の別

佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則の一部改正

２　背景

（１）請求対象者の要件の整理

本市が申立てを行う請求対象者について、令和３年１１月に厚生労働省から「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の改正が通知（以下「通知」という。）され、請求対象者の住所と居所が異なる場合の原則が示されました。

（２）様式の整理

本規則制定当時は制度開始から間もなく手続の詳細が定まっていませんでしたが、近年では申立て事例が蓄積され、家庭裁判所でも申立て時の提出書類が整備されています。現在は申立て類型にかかわらず、本人の意向を確認可能な場合には、家庭裁判所の示した様式である「本人の意見書」（別添）に記入を得て提出するように求めており、本規則の補助開始審判請求同意書（別記様式第１号）の内容と重複します。

（３）審判前の保全処分

申立てから審判の確定まで数週間から数か月間を要することから、請求対象者の財産保全のため特に必要があるときは、家事事件手続法第１２６条第２項、第１３４条第２項又は第１４３条第２項の規定に基づき審判前の保全処分の申立てを行うことができます。他の自治体における本規則に類する規則又は要綱にはこの保全処分の申立てについて明示している例もありますが、当市においては明示しておらず、また実例としても行われておりません。

そこで、請求対象者及び様式の整理並びに審判前の保全処分について、本規則の改正を行い対応することとします。

３　対応方針

（１）請求対象者について通知に規定されたとおりとするために要件を追記します。

（２）別記様式第１号を削除します。

（３）請求対象者の財産の保全のため特に必要があるときは、家事事件手続法の規定に基づき審判前の保全処分の申立てを行うことができることを明記します。

（４）本規則の改正規定の施行日は、公布の日からとします。

４　政策内容

（１）請求対象者の要件を明確化することで判断を迅速に行えるようになります。

（２）重複する事務を整理することで事務負担を削減することと併せ、書類不備による手続の遅延を防止することができます。

（３）必要に応じ保全処分を求める事をもって高齢者及び障害者の福祉の増進及び権利擁護に資するものです。

佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則（平成14年２月７日佐倉市規則第２号）

改正後	改正前
（請求対象者） 第３条　請求対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、要後見者であり、かつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の２の規定により市長が審判請求を行う必要のある者とする。 （１）～（３）　（略） （４）　生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により本市が生活保護の実施機関となる者 （５）　介護保険法第９条及び第13条の規定により本市の被保険者となる者 （６）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定により本市が支給決定を行う者（障害児の保護者を除く。） （７）　前各号のいずれかに準ずると市長が認めた者 ２　市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定する住民基本台帳に記録されている要後見者が市外の病院に長期入院したことにより市外に転出した場合は、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、当該要後見者を前項に規定する請求対象者とみなす。 ３　（略）	（請求対象者） 第３条　請求対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、要後見者であり、かつ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の２の規定により市長が審判請求を行う必要のある者とする。 （１）～（３）　（略） （４）　前３号のいずれかに準ずると市長が認めた者 ２　市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定する住民基本台帳に記録されている要後見者が市外の住所地特例施設に入所し、又は病院に長期入院したことにより市外に転出した場合は、新たな市区町村における審判請求に係る支援の状況等を勘案して必要があると認めるときは、当該要後見者を前項に規定する請求対象者とみなす。 ３　（略）
（審判請求の決定） 第４条　市長は、前条に該当する者があると判断した場合は、審判請求の可否を決定し、家庭裁判所に対し審判請求を行うものとする。ただし、審判請求の内容が民法第15条第１項、第17条第１項及び第876条の９第１項に規定する補助に関することであるときは、請求対象者の同意を得なければならない。 ２　市長は、前項の決定をしたときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（別記様式第１号）により当該請求対象者に通知するものとする。	（審判請求の決定） 第４条　市長は、前条に該当する者があると判断した場合は、審判請求の可否を決定し、家庭裁判所に対し審判請求を行うものとする。ただし、審判請求の内容が民法第15条第１項、第17条第１項及び第876条の９第１項に規定する補助に関することであるときは、補助開始審判請求同意書（別記様式第１号）により請求対象者の同意を得なければならない。 ２　市長は、前項の決定をしたときは、成年後見等開始審判請求決定通知書（別記様式第２号）により当該請求対象者に通知するものとする。

改正後	改正前
３　（略） （審判請求に要する費用の求償） 第６条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項の規定による求償をするか否かを決定したときは、成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（別記様式第２号）により成年被後見人等及び成年後見人等に対し通知しなければならない。 ４　（略） （審判前の保全処分） 第７条　市長は、請求対象者の財産の保全のため特に必要があるときは、家事事件手続法第126条第２項、第134条第２項又は第143条第２項の規定に基づき、審判請求についての審判が効力を生ずるまでの間、請求対象者の財産の保全のための申立てを行うことができる。 （補則） 第８条　（略）	３　（略） （審判請求に要する費用の求償） 第６条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項の規定による求償をするか否かを決定したときは、成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書（別記様式第３号）により成年被後見人等及び成年後見人等に対し通知しなければならない。 ４　（略） （補則） 第７条　（略）

附　則（令和６年　月　日佐倉市規則第　　号）

この規則は、公布の日から施行する。

（旧）

別記
様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）佐倉市長

補 助 開 始 審 判 請 求 同 意 書

私に関して、佐倉市長が民法第 15 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 876 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求を行うことに同意します。

住　所

氏　名　　㊞

（新）

別記

様式第１号（第４条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

佐倉市長　　印

成年後見等開始審判請求決定通知書

あなたに関して、家庭裁判所に対して下記のとおり審判請求を行うことを決定したので通知します。

記

審判請求の内容（○印）

	成 年 後 見 開 始（民法第７条）
	保　佐　開　始（民法第11条）
	保佐人同意権付与（民法第13条第２項）
	保佐人代理権付与（民法第876条の４第１項）
	補　助　開　始（民法第15条第１項）
	補助人同意権付与（民法第17条第１項）
	補助人代理権付与（民法第876条の９第１項）
	費 用 負 担 命 令（非訟事件手続法第26条第２項）
同意権・代理権付与の場合、内容	

注

1　審判請求に要した費用について、家庭裁判所から費用負担命令があったときは、当該費用について求償することがあります。

2　この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

住　　所

担 当 課

電話番号

担 当 者

（旧）

様式第２号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

佐倉市長　　印

成年後見等開始審判請求決定通知書

あなたに関して、家庭裁判所に対して下記のとおり審判請求を行うことを決定したので通知します。

記

審判請求の内容（○印）

	成 年 後 見 開 始（民法第７条）
	保　佐　開　始（民法第11条）
	保佐人同意権付与（民法第13条第２項）
	保佐人代理権付与（民法第876条の４第１項）
	補　助　開　始（民法第15条第１項）
	補助人同意権付与（民法第17条第１項）
	補助人代理権付与（民法第876条の９第１項）
	費 用 負 担 命 令（非訟事件手続法第26条第２項）
同意権・代理権付与の場合、内容	

注

1　審判請求に要した費用について、家庭裁判所から費用負担命令があったときは、当該費用について求償することがあります。

2　この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

住　　所
担 当 課
電話／ＦＡＸ番号
担 当 者

（新）

様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月日

様

佐倉市長　　印

成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書

　　様に対して行った後見開始審判請求に要した費用の求償について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　求償する。

求償額	円
理　由	

２　求償しない。

理　由	

注

１　成年後見人、保佐人又は補助人の報酬付与の申立てをした際又は報酬額が決定した際には、下記担当まで連絡してください。

２　この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

住　　所
担 当 課
電話番号
担 当 者

（旧）

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月日

様

佐倉市長　　印

成年後見等開始審判請求費用求償決定通知書

　　様に対して行った後見開始審判請求に要した費用の求償について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　求償する。

求償額	円
理　由	

２　求償しない。

理　由	

注

１　成年後見人、保佐人又は補助人の報酬付与の申立てをした際又は報酬額が決定した際には、下記担当まで連絡してください。

２　この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

住　　所
担 当 課
電話／ＦＡＸ番号
担 当 者